

フラグシップ・ニュース 拝啓社長殿

トップのための経営財務情報

第 480 号 この資料は全部お読みいただいて 140 秒です。

今回のテーマ： 金融円滑化法 ―施行から 1 年、その効果と期限後

金融円滑化法とは

中小企業金融円滑化法とも呼ばれ、中小企業者や住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るため、昨年 12 月 4 日に施行されました。この通称“モラトリアム法”は、金融機関に対し、中小企業や住宅ローンの借り手の返済条件変更(返済猶予等)の要請にできる限り応じることを求めた法律です。2011 年 3 月までの時限立法のため、残すところあと 4 ヶ月です。

その効果は？

施行から期限までの 16 ヶ月のうち 1 年が経過。その効果はどのようなものでしょうか。

民間信用調査会社の東京商工リサーチの発表（10 月 12 日）によれば、2010 年 6 月までの金融円滑化法に基づく返済猶予実績調査で、中小企業の申込みは 53 万件（金額 16 兆円）。うち実行率は 82.5% であるとの実績を示し、さらに、「企業倒産は、金融円滑化法が本格的に利用され始めた 1 月に前年同月比 21.8% 減と大幅に減少、9 月まで 14 カ月連続で前年同月を下回っている。景気と乖離した沈静化は、金融円滑化法に基づく返済猶予等が中小企業の資金繰りを一時的に緩和させた効果が大きいとみられる。」としています。

金融機関の使命と融資の基本

事業の開始・拡大に資金を必要とする企業とそれらへの融資により利息収入を得る金融機関。円滑な金融仲介の役割を期待される金融機関は、貸出先の事業・財務・資金使途・担保等を評価し、貸出金の回収に係るリスクを見極めた上で貸出条件を決定し、融資を行います。貸出先のその後の業況等に応じて条件変更を行うことはありますが、実現可能な経営計画や将来の見通しに基づく合理的な判断によるものです。一方、金融機関は自己査定という作業を通して融資のリスクに見合った備え（不良債権の償却や引当）を行います。このような態勢は、健全な融資を行うための基本です。

金融円滑化法が行ったことの意味

金融円滑化法は、このような融資の基本に対して、一時的に例外を設けたものと言えます。金融機関は、従来は応じなかったであろう条件変更に応じる一方で、一定要件のもと不良債権の増加は抑制され、本来計上すべき貸倒引当金が不要となったからです。その前提には、金融機関がコンサルティング機能を発揮し、企業と一体となって経営改善に取り組むことで、企業ビジネスが建て直されることへの期待がありました。

その期待どおりに状況が改善されていれば、金融円滑化法の措置も「合理的な猶予」と言えたでしょうが、昨今の景気低迷で、中小企業の状況に改善の兆しは見られないことから、このまま有効期間が終了すれば、金融円滑化法は、単に「倒産を先送りにするための延命措置」を施したに過ぎないと結論づけられてしまうでしょう。

お見逃しなく！

金融円滑化法が、資金繰り緩和効果から企業倒産抑制に一定の効力を発揮しているとの見方は大勢ですが、一方で、同法期限後の反動、すなわち、大倒産・連鎖倒産を危惧する声もあります。

また、金融円滑化法の期限後は、企業の倒産のみならず、金融機関において、同法のもと貸倒引当金による十分な備えのない不良債権が顕在化する恐れもあります。

現在の経済環境(円高等)、雇用状況などから、金融円滑化法は期間延長の可能性があり、新たな策の投入も考えられますが、出口戦略は、この特例の真価が問われることでしょう。